

「宇都宮発！地域教育」出前講座について

1 目的

令和5年2月に策定した「第3次宇都宮市地域教育推進計画後期計画（うつのみや地域教育プラン）」について周知啓発するとともに、市民が生涯にわたって学習することや、地域ぐるみで人づくりや教育について考えていくことの重要性などの理解を促進し、地域の様々な場において生涯学習活動や子どもの育成活動など地域教育の取組を実践していくきっかけづくりを目的として実施する。

2 事業の対象

各地区・各地域まちづくり組織、自治会、育成会、老人会、ボランティアグループなどの団体等が主催する概ね10人以上の集会等とする。ただし、次に掲げるものは除くものとする。

- (1) 公秩序を乱し、善良な風俗を阻害する恐れがあるもの
- (2) 政治・宗教活動または営利などを目的とするもの
- (3) その他、市が職員の派遣に適さないと判断したもの

3 派遣職員

市が、所属職員（1人又は複数人）を選任し、派遣する。

4 出前講座の時間と場所

- (1) 出前講座の時間は、講義やワークショップなど内容により1時間から2時間程度を基本とする。
- (2) 開催場所は、市内とする。
- (3) 会場の手配や準備は申込者が行う。

5 出前講座の申込み

- (1) 申込者は、集会等が開催される概ね1か月前までに、市へ地域教育出前講座申込書（別記第1号様式）により郵送・FAX・Eメール等により申込みものとする。
- (2) 市は、申込者の希望を考慮し日程を調整のうえ、職員派遣を決定する。
- (3) 市は、職員の派遣を決定した場合は、地域教育出前講座派遣決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知する。

6 費用の負担

- (1) 会場の利用や設営等にかかる費用は、申込者の負担とする。
- (2) 職員の派遣及び説明資料にかかる費用は、市の負担とする。ただし、コピーや印刷物を資料として用いる場合は、申込者に原稿を渡し、印刷してもらうことができる。

7 講座の内容

生涯学習や地域教育の推進に関する講座で、詳細は申込者と市が協議して決める。

講座名	内 容	対 象
宇都宮発！地域教育について	「第3次宇都宮市地域教育推進計画」から、「学習」と「活動」の循環により、まちづくりに向けた人づくりについて考える。	一 般
目指せ地域のかがやき人	ワークや参加者同士の話し合いの中で、自分を振り返り、これからの自分に活かす。	

8 出前講座終了後の処理

- (1) 出前講座を受講した団体等は、その内容等についての受講アンケートに協力する。
- (2) 市は、受講アンケートを以後の参考として有効に活用するものとする。
- (3) 市は、出前講座終了後、当該団体等の継続学習や地域教育活動開始の希望に対し、必要な支援を行うものとする。